

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 月 2 日

各都道府県民生主管部（局）
児童手当主管課（部） 御中

こども家庭庁成育局
成育環境課児童手当管理室

令和6年能登半島地震による被災者等に対する児童手当の認定等について

令和6年能登半島地震による被災者等に対する児童手当の認定等については、下記に御留意の上、特段の御配慮をお願いします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に御周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条の規定により児童手当の認定請求をする者は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条の4第2項各号に掲げる書類を同条第1項の請求書に添えなければならないが、今般、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される地方公共団体（以下「被災地」という。）において新たに児童を出生したこと等により児童を監護し、かつ、生計を同じくすることとなった者、被災地に転入した者及び被災地から転出した者等に係る認定請求の添付書類については、児童手当法施行規則第11条第2項の規定により、請求者本人からの申立書をもって代えることができるものであること。
- 2 被災者等が、児童手当法施行規則第2条から第8条までの規定により届出を行った場合についても、児童手当法施行規則第11条第2項の規定により、請求者本人からの申立書をもって代えることができるものであること。
- 3 被災者等については、児童手当法第8条第3項に規定する「災害その他やむを得ない理由」により、認定請求等を行うことができないことが考えられるため、今後、被災者等から認定請求等があった場合は、同項の規定による措置について、十分配慮されたいこと。

(担当)
こども家庭庁成育局成育環境課
児童手当管理室 指導係
Tel 03-6861-0225
e-mail jidouteate.shidou@cfa.go.jp